

久留米市住宅リフォーム助成事業の様式等の変更について

令和6年度募集分から下記の点を変更しております。申請書等の作成に際しましては、ご注意ください。

- ① 「補助金算定表（第2号様式）」に他の補助金等の交付について記入が必要となりました（記入例参照）。
- ② 高断熱浴槽の設置工事は、ユニットバスへの変更の場合、浴槽部分の経費のみを対象としておりましたが、今年度より、ユニットバスの設置に係る経費全てを対象としました（補助上限額は変わりません）。
- ③ その他
申請書等の押印につきましては、交付申請時の「委任状（第3号様式）」、実績報告時の「工事証明書（第10号様式）」を除いて不要としました。